

神奈川県私立学校審議会の委員の定数

平成18年6月23日
告示第403号

改正 令和7年3月28日告示第190号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第9条の規定に基づき、神奈川県私立学校審議会の委員の定数を次のように定め、平成18年7月1日から施行する。

神奈川県私立学校審議会の委員の定数（昭和51年神奈川県告示第435号）は、平成18年6月30日限り廃止する。

委員の定数は、18人とする。